

議 事 録

第21回多久市農業委員会定例会

1 日 時 令和7年3月5日(水) 13:30～14:00

2 場 所 第三委員会室

3 出席委員

1 番	野方 信良	2 番	百崎 善夫
3 番	北島 正章	4 番	永渕 晴彦
5 番	北島 繁安	6 番	陣内 敬
7 番	平山 一信	8 番	白仁田 和幸
9 番	山田 俊哉	10 番	曲渕 啓子
11 番	釘崎 正弘	12 番	田中 英行

4 欠席委員

5 議事日程

- ・第59号議案 農地法第3条による許可申請について
- ・第60号議案 農地法第5条による許可申請について
- ・第61号議案 多久市農用地利用集積事業計画(案)について

6 事務局

次 長 藤瀬 英樹
係 長 平野 恵美子
主 査 溝上 雄一郎

(議長) 永渕会長

議事録署名委員の指名を行います。

11番 釘崎委員、12番 田中委員を指名いたします。

(永渕会長)

それでは議事に入ります。

第59号議案農地法第3条による許可申請について、事務局から議案の説明をお願いします。

(藤瀬次長 朗読と説明)

(永渕会長)

議員の皆様から何か質問はありませんか。

(山田委員)

譲渡人と譲受人は逆ではないですね。

(平野係長)

逆ではないです。この売買の理由は、この二人が以前この一筆の田を渡したつもりでいたが、渡していなかったので今回無償の売買（贈与）に至ったということです。

(永渕会長)

他にありませんか。

(野方委員)

申請番号2番の方は何歳くらいのひとですか。

(平野係長)

68歳です。

(永渕会長)

他にありませんか。(特になし)

(永渕会長)

それでは第59号議案農地法第3条による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第59号議案農地法第3条による許可申請につきましては原案

の通り決定いたしました。

(永渕会長)

次に第60号議案農地法第5条による許可申請について、事務局から議案の説明をお願いします。

(藤瀬次長 朗読と説明)

(永渕会長)

ただ今の説明に関連して地区担当委員からの補足説明をお願いします。

(地区担当委員)

先月の27日に私と推進委員と事務局の3人で見に行きましたところ、ほかに別に問題はなかったです。

(永渕会長)

他に質問はありませんか(特になし)

(永渕会長)

無いですから、第60号議案農地法第5条による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第60号議案につきましては本委員会で許可相当の意見として県に進達することに決定いたしました。

(永渕会長)

次に第61号議案 多久市農用地利用集積事業計画(案)について申請番号44番、佐賀県農業公社による売買について申請番号1番は、A委員・B委員がそれぞれ利用権を設定するものとなっている事案ですので、農業委員会法第31条 議事参与の制限により審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後入室・着席をいたします。

(永渕会長)

それでは第61号議案の申請番号44番、佐賀県農業公社による売買について申請番号1番について、事務局から説明をお願いします。

(藤瀬次長 朗読と説明)

(永渕会長)

第61号議案のうち申請番号44番、佐賀県農業公社による売買の申請番号1番について賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第61号議案のうち申請番号44番・佐賀県農業公社による売買の申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

(永渕会長)

申請番号44番・佐賀県農業公社による売買の申請番号1番以外の説明を事務局よりお願いします。

(藤瀬次長 朗読と説明)

(永渕会長)

議員の皆様から何か質問はありませんか。

(山田委員)

申請番号3番ですけど、およそ3000㎡で、摘要で水張面積900㎡となっているが、何かの間違いではないか

(溝上主査)

面積が1筆にハウスと水田があり、水田が900㎡くらいです。

(永渕会長)

他にはありませんか

(白仁田委員)

書き方の問題だと思うけれど、先ほどの61号の売買と3条との違いは？

(平野係長)

通常の3条と違って、公社を通しての売買。期間はかかるが、税の得など売り手・買い手でメリットがある。3条ではなくこちらを申し出された。公社の周知が伝わっていないところがあるが、公社を通したら税の部分や登記の手続きは公社が行うというメリットがある。しかし期間がかかってしまう。

(藤瀬次長)

元々3条で許可が下りる、その許可をもって登記の申請をする。司法書士や個人で登記をするが、公社にお願いすると許可を取らなくても登記は公社が行ってくれるということで、許可がなくても登記ができる。

(白仁田委員)

持ち込む人が公社を通すと言えばこのような書き方になるのですね。

(平野係長)

そうです。

(永渕会長)

他に何かありませんか。(特になし)

(永渕会長)

それでは第61号議案について賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第61号議案については原案の通り決定いたしました。

以上で議事を終わります。

報告事項

- ・農地の賃貸借契約解約届について
- ・あっせん申出書について
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

その他

次回定例会日程について

令和7年4月2日(水) 9:00～ 第三委員会室

上記のとおり会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

11番委員

12番委員